

河北町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 2 6 年 3 月

令和 2 年 4 月 (変更)

令和 8 年 8 月 (変更)

河北町

目 次

第 1 計画の作成にあたって.....	1
1 計画作成の趣旨	1
2 計画作成の経緯	1
3 計画の位置づけ	1
4 対象とする疾患	1
5 計画の見直し	2
第 2 新型インフルエンザ等対策の基本方針	3
1 新型インフルエンザ等の特徴	3
2 対策の目的	3
3 発生段階	3
4 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	4
5 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	5
6 対策推進のための役割分担	5
7 行動計画の主要 6 分野	7
第 3 各段階における対策	13
1 準備期	14
2 初動期	16
3 対応期	18
資料編	22
河北町新型インフルエンザ等対策行動計画作成経過.....	23
河北町健康づくり推進協議会.....	24
河北町新型インフルエンザ等対策行動計画策定会議.....	24
河北町新型インフルエンザ等対策行動計画策定事務局.....	25
河北町健康づくり推進協議会設置要綱.....	26
河北町新型インフルエンザ等対策行動計画策定会議設置要領.....	27
用語解説.....	28

第 1 計画の作成にあたって

1 計画作成の趣旨

新型インフルエンザが発生すると、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック*）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

ほかに、新型インフルエンザとは別の新感染症*でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

そこで、平成25年4月13日、新型インフルエンザや新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業所等の責務等を定めた、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が施行された。

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供や感染拡大防止対策等が規定されている。

これらの、特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、本町全体の態勢を整備するため、河北町新型インフルエンザ等行動計画（以下「町計画」という。）を作成する。

2 計画作成の経緯

(1) 策定会議による検討

特措法第7条*に基づき、令和7年10月に改正された「山形県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県計画」という。）を基に町計画を庁内にて検討。

(2) 河北町健康づくり推進協議会からの意見聴取

特措法第8条第7項*に基づき、医療関係者、保健衛生関係者及び学識経験者等で構成されている健康づくり推進協議会（構成委員は13人）において意見聴取。

(3) パブリックコメントによる意見聴取

広報かほく及び町ホームページ上でのパブリックコメントによる町民からの意見聴取。

3 計画の位置づけ

特措法第8条*に基づき、河北町における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び町が実施する措置等を示すもので、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府計画」という。）及び県計画に基づく町計画に位置づけられるものである。

4 対象とする疾患

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症*
- (2) 感染症法第6条第8項に規定する指定感染症で、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの
- (3) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症等で、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

5 計画の見直し

政府計画及び県計画の見直しがあった場合には適時適切に変更を行う。

*：用語解説参照

第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針

1 新型インフルエンザ等の特徴

(1) 発生の予測や阻止が困難であること

- ア 新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することは不可能である。
- イ 新型インフルエンザ等が発生すれば、国内はもとより、町内への侵入も避けられないと考えられる。

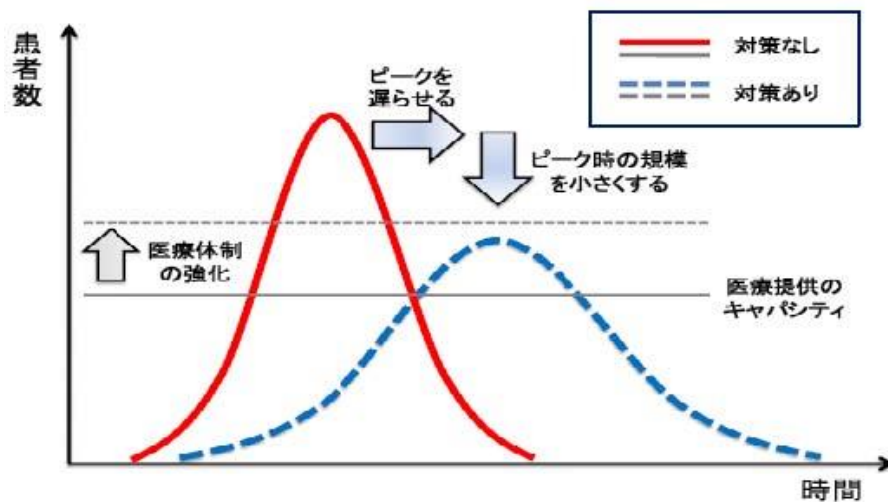
(2) 町民の生命や健康、生活・経済全体に大きな影響を与えること

- ア 長期的には多くの町民が罹患する可能性があり、患者の発生が一定の期間に集中した場合、医療機関の受入能力を超えてしまう。
- イ 病原性*が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生し、まん延すれば、町民の生命や健康、生活・経済全体にも大きな影響を与える。

2 対策の目的

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること

- ア 感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせる。
- イ 流行のピーク時の患者数を少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療機関の受入能力を超えないようにする。
- ウ 新型インフルエンザ等の病原体が、国内に侵入することを防ぐことは不可能であるということを前提として対策を講じる。



(2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

- ア 感染対策等を行い、患者や欠勤者の数を減らす。
- イ 業務継続計画を作成し、町民生活及び町民経済の安定に関係する業務の維持を図る。

3 発生段階

(1) 考え方

- ア 新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて取るべき対応が異なることから、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めて

おく。

イ 各発生段階は、「準備期」、「初動期」、「対応期」の3つに分類する。

ウ 各発生段階の期間は、極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らない。

エ 対策の内容は、発生段階のほかに、緊急事態宣言が出されているかどうかによっても変化する。

オ 政府計画及び県計画で定める発生段階に応じて、町計画で定めた新型インフルエンザ等対策を実施するものとする。

(2) 各発生段階の状態

1 準備期	
新型インフルエンザ等が発生していない状態	
2 初動期	
国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある状態	
3 対応期	
封じ込めを念頭に対応する状態、病原体の性状等に応じて対応する状態、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる状態、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する状態	

4 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

(1) 柔軟な対応

ア 一つの対策に偏重して準備を行うと、その対策が上手くいかなかった場合、大きなリスクを負うため、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合も含め、さまざまな病原性、発生段階、状況変化等にも対応できるよう柔軟に対策を講ずる。

イ 各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らず、緊急事態宣言がなされた場合には、対策の内容も変化する。

ウ 新型インフルエンザ等が発生した際には、国において、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策が決定される。これを受けて県ではそれらを踏まえた対策を決定する。町は、それらの内容に基づき、実施すべき対策を決定する。

エ 国においては、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するとともに、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとしている。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととしている。これを受けて県ではそれらを踏まえた対策の見直しを行う。町としても、それらの内容に基づき、町が行う対策の見直しを行う。

(2) 発生段階に応じた対応

ア 準備期

町民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を周到に行う。

イ 初動期

国内発生・感染拡大に備えた体制の整備を行う。

ウ 対応期

健康被害や町民生活・町民経済への影響を最小限に抑える。また、町民生活及び町民経済の回復を図る。

(3) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

- ア 不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組む。
- イ 全ての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組むほか、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を積極的に検討する。
- ウ 事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかける。

(4) 町民一人ひとりによる感染拡大防止策

- ア 事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行う。
- イ 季節性インフルエンザ対策同様の手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避けるなどの一次予防を行う。

5 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

(1) 国、県等との連携協力

国、県等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に特措法その他の法令、それぞれの行動計画等に基づき、迅速な実施に万全を期する。

(2) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、特措法第5条*により基本的人権を尊重する。

(3) 記録の作成・保存

対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

6 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

- ア 新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関* が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- イ 新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。
- ウ WHO（世界保健機関）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。
- エ 新型インフルエンザ等の発生前は、政府計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。
また、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」（以下「閣僚会議」という。）及び閣

- 僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進する。
- オ 指定行政機関は、政府計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- カ 新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。
- その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県の役割

- ア 新型インフルエンザ等が発生した場合は、国の基本的対処方針に基づき、県内に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。
- イ 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応を果たす。
- ウ 市町村と緊密な連携を図る。

(3) 町の役割

- ア 町は、住民に最も近い行政単位であり、町民に対するワクチンの接種や、生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への支援に関し、国の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。
- イ 対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関（病院・診療所等）の役割

- ア 新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進する。
- イ 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び県連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進める。
- ウ 新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(5) 指定地方公共機関の役割

- ア 新型インフルエンザ等の発生前から、発生時における新型インフルエンザ等対策の内容や実施方法等を定めた業務計画を作成し、県知事に報告する。
- イ 新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者*の役割

- ア 特措法第28条*に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

イ 新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(7) 一般の事業者の役割

ア 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。

イ 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒液等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(8) 町民の役割

ア 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）について個人レベルで実践する。

イ 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

ウ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

7 行動計画の主要 6 分野

新型インフルエンザ等対策の 2 つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」こと及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、6 分野に分けて計画を立案する。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有
- ③ 予防・まん延防止
- ④ 予防接種
- ⑤ 医療
- ⑥ 町民生活及び町民経済の安定の確保

各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については、以下のとおりとする。

(1) 実施体制

ア 考え方

(ア) 全町的な危機管理の問題として取り組む。

(イ) 国、県、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取り組みを行う。

イ 河北町新型インフルエンザ等対策本部の設置

政府による新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた時は、直ちに、河北町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、町民の健康被害の防止及び社会機能維持を図る。

町対策本部は河北町新型インフルエンザ等対策本部条例（平成 25 年条例第 23 号）に基づき設置する。

(7) 構成

本部長	町長
副本部長	副町長
本部員	教育長・各課局長・主幹（教育主幹を除く）
本部事務局	防災危機管理課・健康福祉課
その他	町長が必要と認めた者

(イ) 所管事項

- a 新型インフルエンザ等発生動向の把握に関すること。
- b 町内における新型インフルエンザ等の予防対策と感染拡大防止対策に関すること。
- c 町内発生時における社会機能維持に関すること。
- d 国、県、関係機関との連絡調整に関すること。
- e 町民に対する正確な情報の提供に関すること。
- f その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

ウ 各課局の主な役割

(1) 全課共通	①課局別対応マニュアルの作成 ②職員の健康管理と職場における感染拡大防止対策の実施 ③窓口における感染防止対策の実施 ④業務縮小の場合の町民への周知 ⑤関係機関及び関係団体との情報共有 ⑥所管施設への新型インフルエンザ等に関する最新の情報の提供と利用制限、閉鎖、臨時休業等の検討 ⑦イベント・大会等及び不要不急の事業の縮小、延期、中止、自粛の検討 ⑧国・県・関係部署との連携、町民への情報提供 ⑨その他新型インフルエンザ等対策に関する業務
(2) 総務課 防災危機管理課 企画財政課	①対策本部の設置（健康福祉課と合同） ②各課からの情報収集、対策本部内の情報共有 ③国・県・関係部署からの情報収集及び連携 ④町民への広報 ⑤機能維持のための必要品の確保（燃料等） ⑥食料品、医薬品等の備蓄指導 ⑦公共施設等への看板設置、協力依頼分貼付等 ⑧犯罪防止のための警察との連携確認、広報活動 ⑨特定接種に関すること（町職員）
(3) 健康福祉課 こどもみらい課	①対策本部の設置（防災危機管理課と合同） ②帰国者・接触者相談窓口の設置 ③相談窓口の設置 ④食料品、医薬品等の備蓄指導 ⑤手指消毒液、うがい薬、マスク等の確保 ⑥入所施設の外出、面会規制措置等の要請 ⑦幼児教育施設（こども園等）の休園等の要請 ⑧寒河江市西村山郡医師会、河北町医師会との連携 ⑨感染拡大防止策の強化指導、健康管理等の指導 ⑩妊婦、幼児への健康指導 ⑪福祉サービス、介護サービスの制限、停止等の要請 ⑫要配慮者等への相談と生活支援 ⑬抗インフルエンザ薬の流通状況の情報収集

	⑭予防接種に関すること
(4) くらし応援課	①ごみの収集業務の維持・縮小 ②町民バスの運行縮小、休止の周知 ③町民に対する生活食料品や生活必需品の確保についての協力量 要請 ④感染死亡者の埋火葬対応
(5) 農林振興課 商工観光課	①食料、飲料水、必要物品等の確保と運搬 ②災害支援企業、団体との連絡、連携確認、協力依頼 ③在宅勤務、時差出勤等の指導、感染地への出張等の自粛要請 ④観光客、旅行者への情報提供、宿泊者等が発熱した場合の連 絡体制の指導
(6) 都市整備課	①通行制限時の町道の維持管理対応 ②公園等における集会等の制限、入園禁止の検討及び実施
(7) 上下水道課	①水道の安定供給の維持 ②水道用水供給事業者等との連携確認 ③取水設備、送水設備、排水設備の維持管理連携確認 ④臨時給水に係る手順の確認 ⑤下水道設備の維持管理対応確認
(8) 学校教育課 生涯学習課	①情報の収集と小中学校への情報提供 ②児童、生徒、教職員への手洗い、うがい、マスク着用、咳エ チケット、人混みを避ける等の一次予防の徹底 ③学校施設の衛生管理 ④児童・生徒及び教職員の海外渡航や修学旅行・大会等の把握 ⑤児童・生徒及び教職員の健康状態の把握 ⑥インフルエンザ様疾患症状のある者への対応 ⑦修学旅行や大会等の実施に係る日程等の見直し ⑧学校の臨時休校の検討及び要請 ⑨スクールバス等の運休の検討及び要請 ⑩保護者への情報提供と協力依頼 ⑪地区センター、図書館、学校給食センターの休館・休所の検 討及び要請
(9) 議会事務局	①町議会議員への情報提供、情報収集、協力依頼 ②特定接種に関すること（町議会議員）
(10) 税務町民課 会計課 農業委員会	①応援職員の確保

(2) 情報提供・共有

ア 目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、町、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に適切に判断、行動するため、対策のすべての段階、分野において情報提供及び共有を図ること。

イ 情報提供手段の確保

障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ 発生前における町民等への情報提供

- (ア) 新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、県等と連携して、町民、医療機関、事業者等に情報提供する。
- (イ) 幼児教育施設・学校等は、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して幼児・児童・生徒等に情報提供する。

エ 発生時における町民等への情報提供及び共有

- (ア) 発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の内容等、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。
- (イ) 誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。
- (ウ) 町から直接、町民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、防災行政無線等を活用する。

オ 情報提供体制

提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信するため、広報担当を設置し、適時適切に情報を集約・共有する。

カ 相談窓口の設置

県からの要請を受け、生活相談等広範な内容に対応する相談窓口を設置する。

(3) 予防・まん延防止

ア 考え方

流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保するとともに流行のピーク時の受診患者数等を減少させて、入院患者数を最小限にとどめることにより、町民に必要な医療を適切に提供する体制を維持する。

イ 主なまん延防止対策

(7) 個人における対策

- a 町民に、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
- b 町は県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

(イ) 地域・職場における対策

- a 県内における発生の初期段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。
- b 町は県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

(4) 予防接種

ア 特定接種

(7) 特定接種とは

特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

(イ) 対象

- a 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けてい

るもの（登録事業者）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

- b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- c 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

(ウ) 接種順位

国は、登録事業者及び公務員の接種順位の考え方については、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として整理しているが、危機管理においては、状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、発生時の社会状況等を総合的に判断し、政府対策本部が決定する。

- a 医療関係者
- b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- c 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- d それ以外の事業者

(イ) 接種体制

a 実施主体及び対象者

(a) 国

登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員等

(b) 県

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる県職員等

(c) 町

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員等

b 接種方法

- (a) 原則として集団接種を行う。
- (b) 接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。
- (c) 登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件となる。

イ 住民接種

(7) 種類

臨時の予防接種

まん延予防上緊急の必要があると認めるときは、予防接種法第6条第1項*の規定による臨時の予防接種として行う。

(4) 対象者の区分

以下の4つの群に分類し、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて柔軟に対応する。

- a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - (a) 基礎疾患を有する者
 - (b) 妊婦
- b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- c 成人・若年者
- d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者。）

(ウ) 接種体制

- a 町が実施主体となる。
- b 原則として、集団接種とする。
- c 接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

ウ 留意点

特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性やその際の医療提供等の状況に応じて、政府対策本部の決定を受けて実施する。

(5) 医療

ア 県の対策への協力

県からの要請に応じ、適宜協力する。

イ 帰国者・接触者外来*設置への協力

県から帰国者・接触者外来の増設を要請された場合は、設置に向けた調整に協力する。

ウ 在宅療養者への支援

町は、県、医療機関、その他の関係機関と連携しながら、在宅で療養する患者への支援を行う。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等発生時に、町民生活及び町民経済への影響を最小限とできるよう県、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行う。

第3 各段階における対策

ここでは、発生段階ごとに目的、対策の考え方、主要3分野の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、政府計画に基づき作成する「基本的対処方針」等を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、政府対策本部及び県対策本部と緊密な連携を図りつつ、町計画により総合的に推進する。

1 準備期

(1) 概要

ア 状態

- (ア) 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- (イ) 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

イ 目的

- (ア) 発生に備えて体制の整備を行う。
- (イ) 国、県、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。

ウ 対策の考え方

- (ア) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、県等との連携を図り、対応体制の構築や事前の準備を推進する。
- (イ) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
- (ウ) 国、県、国際機関等からの情報収集等を行う。

(2) 実施体制

- ア 本計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- イ 新型インフルエンザ等の発生に備え、町内の医師会等の関係機関と情報交換等を始めた連携体制の構築及び接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。
- ウ 新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。

(3) 情報提供・共有

ア 継続的な情報提供

- (ア) 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、広報やホームページ等を利用し、町民にわかりやすい情報提供を行う。
- (イ) 季節性インフルエンザに対する対策同様の手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等の一次予防の普及を図る。
- (ウ) 幼児教育施設・学校等は集団感染が発生するなど感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して幼児・児童・生徒等に情報提供を行う。

イ 体制整備等

- (ア) 新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。
- (イ) 国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等発生時に町民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。

(4) 予防・まん延防止

ア 個人における対策の普及

- (ア) 新型インフルエンザ等と通常のインフルエンザ等の発熱疾患とは区別がつきにくいことや、基礎疾患により重症化のリスクが高い場合には、町は、平時から、通常の予防接種が重要である旨周知する。
- (イ) 季節性インフルエンザに対する対策同様の手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等の一次予防が健康被害を最小限に抑えるための最善策であることを理解してもらえよう周知する。

- (ウ) 新型インフルエンザ等が発生した場合に、自らの発症が疑わしい場合は、発生時に設置される帰国者・接触者相談センター*に連絡し、指示を仰いでから受診することや感染を広げないように不要な外出を控えることといった感染対策について事前の理解促進を図る。
- (エ) 新型インフルエンザ等が発生した場合、食料品や生活必需品の流通、物流に影響が出ることも予想されることから、災害時のように2週間程度の食料品・生活必需品等の備蓄を事業者や町民などに対し推奨する。特に、流行時に品切れが予想されるマスクは、不織布製のもので家族分を考慮した一定量の備蓄を推奨する。

イ 要配慮者への対応

- (ア) 国や県からの要請を受けて、自治会等と連携し、独居又は夫婦のみで生活する高齢者の世帯、障がい者の世帯等、新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障をきたすおそれのある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な生活支援ができるよう検討を行う。
- (イ) 国や県からの要請を受けて、在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるように、介護サービス事業者等と連携を図る。

(5) 予防接種

- ア 国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。
- イ 国が作成した特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領等に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うこと等に協力する。
- ウ 国が行う事業者の登録申請受付、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。
- エ 速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。また国及び県の協力を得ながら、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。
- オ 円滑な接種の実施のため、システムを活用して居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

(6) 医療

- ア 県等からの要請に応じ、地域医療体制の整備に協力する。
- イ 県等からの要請に応じ、帰国者・接触者外来の設置に向けた調整に協力する。
- ウ まん延期において、患者が増加し、医療機関内に収容しきれない場合を想定し、県、町、関係機関が協議のうえ、臨時の医療施設に当てる公共施設等を選定する。

(7) 町民生活及び町民経済の安定の確保

ア 業務継続計画等の作成や体制整備・強化

新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。

イ 要配慮者への生活支援

国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

ウ 火葬能力等の把握

- (ア) 県と連携し、個人防護具や火葬場での納体袋等の消耗品を確保できるよう準備する。
- (イ) 県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備することに協力する。また、区域内における火葬が適切に実施できるよう調整を行う。

エ 物資の備蓄等

- (ア) 感染症対策物資等のほか、所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。
なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条*の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- (イ) 消防機関（西村山広域行政事務組合消防本部）は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

2 初動期

(1) 概要

ア 状態

国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した状態をいう。なお、国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

イ 目的

- (ア) 新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。
- (イ) 県内発生に備えて体制の整備を行う。

ウ 対策の考え方

- (ア) 国内での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、医療体制、感染拡大防止策、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、県等と連携して、医療機関、事業者、町民に対して、積極的な情報提供を行う。
- (イ) 町民生活及び町民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。
- (ウ) 住民接種を早期に開始できるよう体制を整え、できるだけ速やかに実施する。
- (エ) 発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策をとる。

(2) 実施体制

ア 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- (ア) 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて、町対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- (イ) 必要に応じて、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

イ 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- (ア) 国及び県が発信する情報を入手し、町民への情報提供に努める。基本的には、新型インフルエンザ等の発生状況や発生地域、感染防止対策、症状が出現した場合の問い合わせ先等の内容とする。また、県からの要請を受けて、将来的な感染

症の拡大・まん延を見据え、慢性疾患患者の定期薬の長期処方・オンライン・FAX処方等の受診方法について周知を行う。

- (イ) 町民からの相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
- (ウ) 対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて町対策本部において調整する。

イ 相談窓口の設置及び体制等の周知

国からの要請を受けて、生活相談等広範な内容に対応する相談窓口を健康福祉課に設置する。また、町民からの相談窓口や帰国者・接触者外来、医療体制等について周知を図る。

(4) 予防・まん延防止

ア 県からの要請を受けて、関係機関等と連携し、町民、福祉施設等に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等の一次予防の徹底を周知する。また、まん延時の外出による感染の機会を減らすため、十分な食料品や生活必需品を準備するよう呼びかける。

イ 県等と連携し、必要に応じて公共施設の活動を自粛する。

ウ 国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

(5) 予防接種

ア ワクチンの供給

県等と連携して、情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

イ 特定接種

国、県と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員等の対象者に対して、本人の同意を得て特定接種を行う。その際、集団接種を基本とする。

ウ 住民接種

- (ア) 県等と連携し、町民への接種順位等の基本的対処方針を踏まえ、ワクチン供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項*の規定に基づく住民接種(予防接種)を開始する。
- (イ) 国や県の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。
- (ウ) 接種の実施に当たっては、公的な施設を活用するか、医療機関に委託することにより接種会場を確保し、原則として集団接種を行う。
- (エ) 接種の実施に当たり、全町民が速やかに接種できるよう、本計画における「新型インフルエンザ等対策の基本方針7(1)に掲げる実施体制」に基づく接種体制をとる。

(6) 医療

県等と連携して情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

(7) 町民生活及び町民経済の安定の確保

ア 県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

イ 町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

ウ 町は、業務継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応を強化するため、業務体制について準備を行う。

エ 水道用水供給事業者、水道事業者である県、町は、それぞれの行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

オ 県を通じての国から要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置する施設等について準備を行う。

- カ 県等と連携し、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- キ 学校の使用の制限等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

3 対応期

(1) 概要

ア 状態

封じ込めを念頭に対応する状態、病原体の性状等に応じて対応する状態、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる状態、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する状態をいう。

イ 目的

- (ア) 医療体制を維持する。
- (イ) 健康被害を最小限に抑える。
- (ウ) 町民生活及び町民経済への影響を最小限に抑える。

ウ 対策の考え方

- (ア) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、これまでの積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。
- (イ) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。
- (ウ) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- (エ) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- (オ) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(2) 実施体制

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

ア 職員の派遣・応援への対応

- (ア) 新型インフルエンザ等のまん延により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策*の事務の代行を要請する。
- (イ) 町に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

イ 必要な財政上の措置

国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

ウ 緊急事態宣言の手続

緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する。緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

エ 町対策本部の廃止

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了し

た旨の公示をいう。) がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- (ア) 県からの要請を受けて、町民への情報提供を強化する。また、町内の新型インフルエンザ等の発生状況や町内で今後実施される対策に係る情報、町内の公共交通機関の運行状況等について情報提供するとともに、相談窓口や帰国者・接触者外来、医療体制等について周知を図る。
- (イ) 県等と連携して、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、県の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・幼児教育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- (ウ) 町民からの相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

イ 相談窓口の継続

国からの要請を受けて、町民からの相談の増加に備え、健康福祉課に設置した相談窓口体制を継続する。

(4) 予防・まん延防止

- ア 国や県からの要請を受けて、医療に関する相談及び生活支援の準備を行う。
- イ 国や県からの要請を受けて、新型インフルエンザ等に関する情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を図り周知する。
- ウ 国や県からの要請を受け、在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるよう、介護の際に新型インフルエンザ等を感染させることのないよう、町と介護サービス事業者等の間で指導連携の徹底を図る。
- エ 国や県からの要請を受け、感染拡大状況に応じ、速やかに必要な生活支援（見回り、食料提供等）を行う。
- オ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校、幼児教育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行う。

(5) 予防接種

ア 接種体制

初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

イ 特定接種

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

ウ 住民接種

- (ア) 国からの要請を受けて、準備期及び初動期において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- (イ) 予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- (ウ) 感染状況を踏まえ、必要に応じて公共施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

- (エ) 地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステム等を活用し、接種記録の適切な管理を行う。
- (オ) 町が実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る正確な情報を積極的に町民へ周知・共有を行う。

(6) 医療

情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

(7) 町民生活及び町民経済の安定の確保

ア 心身への影響に関する施策

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

イ 生活支援を要する者への支援

国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

ウ 教育及び学びの継続に関する支援

学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

エ 生活関連物資等の価格の安定等

- (ア) 町民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。
- (イ) 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- (ウ) 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- (エ) 新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資、若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

オ 埋葬・火葬の特例等

- (ア) 県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の管理者（河北町ほか2市広域斎場事務組合）に可能な限り、火葬炉の稼働を要請する。
- (イ) 県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- (ウ) 新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めた場合には、それに基づいて対応する。

カ 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

- (ア) 新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。
- (イ) 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。
- (ウ) 県が実施する健康観察に協力する。
- (エ) 県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

資 料 編

河北町新型インフルエンザ等対策行動計画作成経過

年 月 日	事 項
R 8 . 4 . 2 0	課長会議 (兼第1回河北町新型インフルエンザ等対策行動計画策定会議)
5 . 7	健康づくり推進協議会
5 . 1 1	課長会議 (兼第2回河北町新型インフルエンザ等対策行動計画策定会議)
5 . 1 3	厚生文教常任委員会
6 . 1 5 ～ 7 . 1 6	パブリックコメントの募集
7 . 2 7	課長会議 (兼第3回河北町新型インフルエンザ等対策行動計画策定会議)
8 . 1 2	厚生文教常任委員会

河北町健康づくり推進協議会

任 期 令和7年4月 1日から

令和9年3月31日まで

役 職	所 属 役 職	氏 名
会 長	医師会会長	青 木 真
副 会 長	区長会会長	布 川 雄 二
委 員	歯科医師会会長	逸 見 壽 幸
委 員	校長会 健康づくり推進協議会担当	安 藤 典 子
委 員	商工会副会長	影 澤 昭 一
委 員	老人クラブ連合会会長	菅 原 勝 義
委 員	食生活改善推進協議会会長	高 橋 しげ子
委 員	国保運営協議会会長	清 野 弘 道
委 員	社会福祉協議会会長	逸 見 三和子
委 員	村山保健所医療監（兼）所長	藤 井 俊 司
委 員	健康づくり推進員代表	後 藤 幸 子
委 員	公民館連絡協議会副会長	堀 米 昭 一
委 員	スポーツ協会会長	青 木 国 昭

河北町新型インフルエンザ等対策行動計画策定会議

役 職	所 属 役 職	氏 名
会 長	副町長	河 内 耕 治
副 会 長	教育長	板 坂 憲 助
委 員	防災・危機管理監（兼）総務課長	日 塔 俊 浩
委 員	防災危機管理課長	軽 部 広 文
委 員	政策推進監（兼）企画財政課長	萩 谷 敏 洋
委 員	くらし応援課長	今 田 史 明
委 員	こどもみらい課長	池 田 恵 子
委 員	上下水道課長	土 方 一 郎
委 員	教育委員会 学校教育課長	宇 野 勝
委 員	教育委員会 生涯学習課長	秋 場 弘 昭
委 員	健康福祉課長	日下部 敦 子
委 員	健康福祉課地域医療企画主幹	菅 藤 美 紀

河北町新型インフルエンザ等対策行動計画策定事務局

所 属	役 職	氏 名
健康福祉課	課 長	日下部 敦 子
健康福祉課	地域医療企画主幹	菅 藤 美 紀
健康福祉課社会福祉係	係 長	茂 木 恵理子
健康福祉課高齢者福祉係	係 長	高 橋 慶 子
健康福祉課健康づくり係	課長補佐兼係長	大 泉 雅 志
	主 査	松 浦 由美子
	主 査	黒 川 恭 子
	保 健 師	五十嵐 麻 衣
	保 健 師	蜂 谷 美 侑
	保 健 師	鈴 木 萌

河北町健康づくり推進協議会設置要綱

施行 昭和 58 年 4 月 1 日
改正 平成 10 年 4 月 1 日
改正 平成 11 年 4 月 1 日
改正 平成 13 年 4 月 1 日
改正 平成 16 年 4 月 1 日
改正 平成 18 年 4 月 1 日
改正 平成 20 年 4 月 1 日
改正 平成 21 年 4 月 1 日

(設置の目的)

第 1 条 本町の実情に応じる町民の健康づくりと高齢者の医療の確保に関する法律及び、健康増進法に基づく保健事業を円滑、かつ効果的に推進するため、健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の役割)

第 2 条 協議会は、次の事業に関し、総合的、体系的に審議企画するものとする。

- (1) 健康診査、健康管理事業に関すること。
- (2) 健康相談、保健、栄養指導に関すること。
- (3) 健康教育に関する普及活動に関すること。
- (4) 健康づくりに関する各種団体の育成、協調に関すること。
- (5) 老人保健事業に関すること。
- (6) その他、協議会の目的達成に必要と認めた事項に関すること。

(協議会の組織・委員)

第 3 条 協議会は、委員 15 名以内をもって組織し、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 保健所等関係行政機関の代表者
- (2) 医師会、歯科医師会等保健医療関係団体の代表者
- (3) 教育委員会、学校、社会教育関係等教育関係の代表者
- (4) 事業所等の代表者
- (5) 地区組織の代表者
- (6) その他、協議会運営に適任と認められる学識経験者

2 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(協議会の役員)

第 4 条 協議会に次の役員を置く。

会長 1 名 副会長 1 名

2 会長は、委員の互選によって選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。

(役員の職務及び権限)

第 5 条 会長は、会務を総轄し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の事務局は、健康福祉課に置く。

(その他必要事項)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、会務執行に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

河北町新型インフルエンザ等対策行動計画策定会議設置要領

(趣旨)

- 第1条 この要領は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第8条に規定する河北町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定を行う河北町新型インフルエンザ等対策行動計画策定会議の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

- 第2条 河北町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定を行い、本町の新型インフルエンザ等対策を円滑に推進するため、河北町新型インフルエンザ等対策行動計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第3条 策定会議は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 河北町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定推進に関する事項
 - (2) その他新型インフルエンザ等対策に関し、必要と認められる事項

(組織)

- 第4条 策定会議は、別表1に掲げる者をもって構成する。

(会議)

- 第5条 策定会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
- 2 会長が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

- 第6条 策定会議の事務局を健康福祉課に置く。

(その他)

- 第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年1月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表1

会 長	副町長
副会長	教育長
委 員	防災・危機管理監(兼)総務課長 防災危機管理課長 政策推進監(兼)企画財政課長 くらし応援課長 こどもみらい課長 上下水道課長 教育委員会 学校教育課長 教育委員会 生涯学習課長 健康福祉課長 健康福祉課地域医療企画主幹

【用 語 解 説】

※アイウエオ順

○ 帰国者・接触者外来

帰国者・接触者相談センターより紹介された新型インフルエンザ発生国から帰国した方、又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方に対して診療を行う外来。

○ 帰国者・接触者相談センター

新型インフルエンザ発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方から、相談に応じるための電話窓口。必要時には、帰国者・接触者外来を紹介する。

○ 災害対策基本法第49条

(防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務等)

第49条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

○ 指定公共機関

医療、医薬品又は医療機器の製造販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。

○ 指定地方公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの。

○ 新型インフルエンザ等感染症

感染症法第6条第7項において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

・「新型インフルエンザ」

新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

・「再興型インフルエンザ」

かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

・「新型コロナウイルス感染症」

新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原

体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

・「再興型コロナウイルス感染症」

かつて世界的規模で流行したコロナウイルスを病原体とする感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 登録事業者

新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる。

○ 特措法第5条

(基本的人権の尊重)

第5条 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

○ 特措法第7条

(都道府県行動計画)

第7条 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとする。

○ 特措法第8条

(市町村行動計画)

第8条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとする。

○ 特措法第8条第7項

第8条

7 第6条第5項及び前条第7項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

○ 特措法第28条

(特定接種)

第28条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

- 1 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（第3項及び第4項において「登録事業者」という。）のこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。
- 2 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。

○ 特定新型インフルエンザ等対策

特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒト等）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能等を総合した表現。

○ 予防接種法第6条第1項

(臨時に行う予防接種)

第6条 都道府県知事は、A類疾病*及びB類疾病*のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

○ 予防接種法第6条第3項

(臨時に行う予防接種)

第6条

- 3 厚生労働大臣は、A類疾病のうち当該疾病の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものとして厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、都道府県知事に対し、又

は都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。

A類疾病

ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）、ヒトパピローマウイルス感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症であって、その全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる疾病として政令で定める疾病。

B類疾病

インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症であって政令で定める疾病。